

## 亀岡市地域公共交通計画(案)に対するパブリックコメント実施結果

### 1 意見募集期間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木)(29日間)

※「亀岡市民の意見提出手続を定める要綱」及び考え方第6条第1項の規定に基づき、1箇月程度の期間

### 2 公表の方法

- ・亀岡市ホームページに掲載(亀岡市地域公共交通計画(案)を掲載)
- ・市民情報コーナー、桂川道路交通課で亀岡市地域公共交通計画(案)の設置

### 3 応募資格

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に所在する学校に在学する者
- ・市税の納税義務を有する者

### 4 意見提出方法

- ・持参、郵送、FAX、電子(メール・Logo フォーム)で送付
- ・氏名又は名称及び住所、連絡先を付記
- ※市民情報コーナー、桂川道路交通課に意見箱を設置

### 5 周知方法

- ・広報かめおか2月号に掲載
- ・亀岡市ホームページに掲載
- ・LINE(2/1)

### 6 実施結果

提出方法	FAX	電子メール	Logo フォーム	情報コーナー	計
人数	1人	2人	5人	18人	26人
意見数	2件	18件	12件	20件	52件
まとめた意見数	36件				36件

#### 【「亀岡市民の意見提出手続を定める要綱」及び考え方】

提出された意見が多い場合は、類似した意見ごとにまとめて公表する。また市の考え方にも必要に応じてまとめて公表する。

住所、氏名、及び連絡先が無記名(2人、2件)、または賛否の結論だけを示したもの(4人、4件)については、実施機関の考え方を示さない。